

昭和四十九年五月七日提出  
質問 第一二六号

青森県東通村における東北電力及び東京電力の原子力発電所建設用地に対する農地  
法第五条の規定による転用許可処分に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十九年五月七日

提出者 米内山義一郎

衆議院議長 前尾繁三郎 殿

青森県東通村における東北電力及び東京電力の原子力発電所建設用地に対する農地

法第五条の規定による転用許可処分に関する質問主意書

東北電力株式会社及び東京電力株式会社の両社は、各々一千万キロワットの出力を有する原子力発電所の設置を計画し、それを理由として約一千ヘクタールの用地を買収するためにその地区内の農地を対象に農地転用の許可申請をした。

これに対して農林大臣は、昭和四十六年十二月に農地法第五条の規定に基づく許可の行政処分を行った。

この処分には、重大、かつ、明白な誤認と違法性があると考えられるので、次の点について政府の見解を伺いたい。

農地転用許可基準（昭和三十四年十月制定）の第二章第二節一般的基準には、「申請について次の

各事項を検討し、これに該当しない場合は許可しない。」とある。

従つて、これを許可するに当たり、当然次に述べる各項目を検討の上、許可相当と認定したものであろう。

第一 申請目的実現の确实性について

一 申請者が許可を受けた後、遅滞なく申請に係る土地を申請の目的に供すると認定した根拠は、なんであるかを明らかにされたい。

二 原子力発電所の設置は、電源立地必要性の審査、安全審査、環境審査など、特に複雑な手続過程を経なければならぬ。これらの承認や免許が遅滞なくなされると認定したその根拠を詳細に明らかにされたい。

三 この規定の遅滞なくという期間は、数か月か、数年か、それとも数十年であるのか、統一的な解釈を明らかにされたい。

## 第二 計画面積について

一 申請面積が、その申請目的実現のため必要な最小限度の面積であると認定したその根拠を明らかにされたい。

二 原子炉百万キロワットに対して必要最小限度とした面積の基準はなにによるか。また、二十個にも及ぶ炉の間隔距離はどれだけとつてあるのか、詳細を明らかにされたい。

## 第三 位置について

申請された位置が、周囲の農地、市街区域、街路、農業、水産業等の生産条件に及ぼす影響が少ないと認められた根拠をその計画目的の規模と対照して技術的に明らかにされたい。

## 第四 用排水について

一 申請に係る事業がどれだけの用水を取水し、排水するのか、その性質は周辺の環境にどのような影響を及ぼす可能性があるのか、あるいはないのか、それを判定した根拠を明らかに

されたい。

二 この用排水や環境問題について、住民、特に水産業関係者に反対はなく、たやすく同意を得られるものと認定した理由と根拠を明らかにされたい。

#### 第五 被害防除について

同一団地に、二千万キロワットの原子力発電所を設置することは、安全性の上からみた場合世界の常識をこえたものといわれる。

一 申請者は被害防止のためにどのような対策を用意しているのか、申請計画の内容を明らかにされたい。

二 それによつて必要な防除措置がとられるものと認定した根拠を科学的に明らかにされたい。

右質問する。